

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口構造を3区分で見ると、それぞれ0～14歳の年少人口が約13.7%、14～65歳の生産年齢人口が59.0%、65歳以上の老年人口27.3%（2010年国勢調査）となっている。国立社会保障研究所推計の推計によると、町の人口増に寄与していた生産年齢人口については、平成27年以降、社会減に転じたことにより微減で推移していくことが見込まれている。

また、昼夜間人口比率は75%と低く、それに比例して、小売販売額が48万となっており、いずれも近隣自治体と比べて低い。

小売業や飲食業を中心に創業者が比較的多いが、事業全体数としては、微増に留まっている。

葉山町創業支援事業計画により、今後も葉山ブランドのイメージを活かした、小売業や飲食業の起業等を促進していく。

（出典：葉山町人口ビジョン まち ひと しごと創生総合戦略）

(2) 目標

当町の中小企業の業態は多岐に渡っているため、可能な限り幅広い事業主体と対象を確保することで、町内の事業者の労働生産性の向上を図っていく。

また、先端設備等導入計画の認定事業者数を年5社以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の多岐に渡る業態の中小企業の幅広い取組みを促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町内の中小企業は、町内に点在するため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町での中小企業の業種は多岐にわたっており、中小企業の幅広い取組みを促すため、本計画において対象とする業種・事業の制限を設けない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から2年間とする。

国の同意日は令和5年4月1日です。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、計画期間については、3年間ないし5年間とする。

先端設備等導入計画は3～5年間の期間で設定ください。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。